

○三島市立公民館条例

平成8年10月1日

条例第24号

改正 平成12年3月30日条例第7号

平成19年6月19日条例第14号

平成24年3月23日条例第10号

三島市立公民館条例(昭和48年三島市条例第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、三島市立公民館(以下「公民館」という。)の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三島市に、公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|---------------|
| 三島市立中郷公民館 | 三島市梅名353番地の1 |
| 三島市立坂公民館 | 三島市三ツ谷新田125番地 |
| 三島市立北上公民館 | 三島市萩312番地 |
| 三島市立錦田公民館 | 三島市谷田973番地の1 |

(連絡等に当たる公民館)

第3条 三島市立中郷公民館は、当該公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

(職員)

第4条 公民館に、館長その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定により、第2条第2項の表に掲げる公民館について1の三島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を三島市立中郷公民館に置く。

2 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(使用の承認)

第6条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認には、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しないことができる。

- (1) 法第20条に規定する公民館の目的に反すると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公民館の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当したとき、又は管理上特に必要があるときは、使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる事由が生じたとき。
 - (2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- 2 前項の規定により、使用の条件を変更され、又は使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたことによって、使用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 使用者は、その使用に当たり、公民館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設、附属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設、附属設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三島市立公民館条例第3条の規定により許可を受けている者は、改正後の三島市立公民館条例第6条第1項の規定により承認を受けた者とみなす。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第14号)

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。